

税務課からのお知らせ

生命保険料控除の改組(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(以下「新契約」)に係る控除)

1 新たに介護医療保険料控除が新設されます。新契約に係る介護保険料控除、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ2.8万円とし、合計適用限度額は7万円となります。各保険料控除の控除額の計算は次のとおりです。

・旧制度(一般・年金それぞれに適用)

年間の支払保険料等	控除金額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 ×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 ×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

新制度(一般・介護医療・年金それぞれに適用)

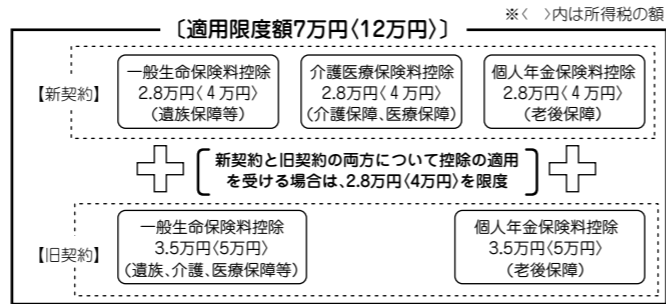
年間の支払保険料等	控除金額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 ×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 ×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

新契約については、主契約または特約の保障内容に応じてそれぞれ保険料控除が適用されます。

2 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(以下、「旧契約」)については、従前と同様の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除が適用されます。

3 新旧双方の契約で適用を受ける場合の一般生命保険料控除または個人年金保険料の控除額はそれぞれ次に掲げる金額の合計額(適用限度額2.8万円)となります。

新契約による控除額→新しい計算式により計算
旧契約による控除額→従前の計算式により計算



お問い合わせ 総務部税務課 ☎945-4729

税務署からのお知らせ

署外申告会場の設置について

那覇税務署・北那覇税務署の平成24年分の確定申告会場は右記のとおり署外に設けています。来場される方は場所・期間をご確認の上、早めの申告・納税にご協力ください。

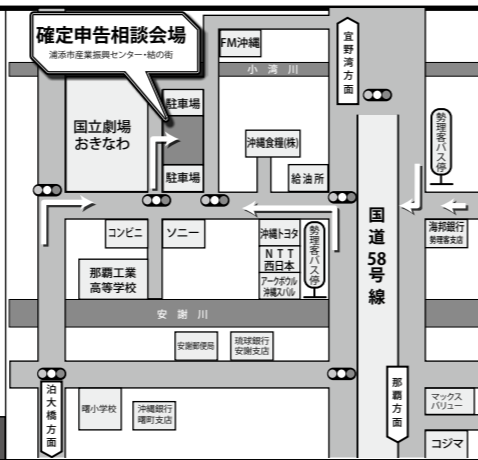
○「浦添市産業振興センター・結の街」

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

受付時間 9:00～16:00

※ 駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

※ 会場の混み具合によって受付終了時間が早まる場合があります。



お問い合わせ先 那覇税務署 ☎867-3101 北那覇税務署 ☎877-1324

公的年金等を受給されている方へ

～北那覇税務署からの重要なお知らせ～

次のいずれにも該当する方は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

1 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
(複数から受給されている場合は、その合計額です)

2 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※所得税の申告が不要な場合でも住民税の申告が必要となる場合があります。また、所得税の還付を受けるための確定申告書は提出できます。

★★税に関する情報は国税庁ホームページへ★★

国税庁

検索

軽自動車等の抹消 名義変更等の手続きはお済みですか?



軽自動車税は、毎年4月1日時点における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます。)の所有者に対して課税される税金です。

平成24年度中に軽自動車等を友人や業者に譲渡、もしくは解体や盗難された場合は、速やかに名義変更等の手続きをお済ませください。

手続きを行わない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとなり、平成25年度分の軽自動車税が課税されることとなります。

～年度末になると窓口が大変混み合います。お早めの手続きをお願いします!～

※車種によって手続きの窓口が異なりますので、ご確認の上、手続きしてください。

車種 排気量	手続き窓口 問い合わせ先
原動機付自転車 125cc以下	西原町役場 総務部税務課 〔西原町のナンバープレート、標識交付証明書、印鑑をお持ちください。〕 ※名義変更・住所変更等の場合は、自賠責保険証明書の持参が必要になります。
小型特殊自動車 (ミニカー・農耕作業用)	
軽二輪車 126cc以上 250cc以下	沖縄県軽自動車協会 浦添市港川 500番地の7 Tel 098-877-8274
軽三輪車・軽四輪車 660cc以下	
二輪の小型自動車	沖縄総合事務局 陸運事務所 浦添市港川 512番地の4 Tel 050-5540-2091

不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 総務部 税務課 町民税係 軽自動車税担当 ☎945-4729 (内線 142)

固定資産税(4期分)は2月28日(木)が納期限です

平成24年度固定資産税4期分の納期限は、2月28日(木)です。

納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。

● 町税の納付は口座振替を利用すると便利です。納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。

口座振替の申請書は、町内各金融機関か総務部税務課の窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。

● 町税の納付が遅れた場合は、延滞金がかかりますのでお早めに納めてください。

● 滞納が続きますと、預金や不動産等の差押を行う場合があります。

※ 当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成24年度各町税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町民税		7月2日	8月31日	10月31日	平成25年1月31日
固定資産税		5月31日	7月31日	12月25日	平成25年2月28日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729